

函館市スポーツ振興審議会委員公募実施要領

1 目的

函館市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の委員を委嘱するにあたり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

審議会の公募による委員の定数は、2人とする。

3 委嘱期間および任期

令和7年12月24日から令和9年12月23日までの2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上（令和7年12月1日現在）の者でスポーツの振興に関し、知識、経験、関心のあるもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本審議会に委員を推薦している団体（別紙の団体一覧参照）に所属する者
- (2) 本市の他の委員会の委員を2以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 応募方法

別紙の応募用紙により、郵送または持参により応募する。

（応募先 函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課
〒040-8666 函館市東雲町4-13 TEL21-3564）

6 広報

公募にあたっては、市広報紙等に募集記事を掲載する。

7 募集期間

令和7年11月1日(土)から令和7年11月10日(月)まで（当日消印有効）

8 決定の方法

応募者が定数を超えた場合は公開抽選により決定する。

本会議における女性および青年（39歳以下）の委員の割合が附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める目標値（女性35%以上、青年10

%以上) に達しない見込みであるため、女性および青年の応募があった場合は、優先的に委員として決定する。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

函館市スポーツ振興審議会に委員を推薦している団体一覧

- 1 函館市スポーツ協会
- 2 函館市スポーツ推進委員会
- 3 函館市中学校体育連盟
- 4 北海道高等学校体育連盟函館支部
- 5 函館レクリエーション協会
- 6 函館市医師会
- 7 函館青年会議所